

矢田川漁業協同組合
共同漁業権遊漁規則

令和5年9月1日施行

矢田川漁業協同組合

矢田川漁業協同組合内共 12 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、矢田川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第 12 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、やまめ、さくらます、いわな、及びもくずがにをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により(第6条に規定する特定漁場の場合は第8条第4項の遊漁料を同条第5項の方法により)組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿釣・手釣	一本に限る
カニカゴ	2カゴ以内とする

2 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法により行ってはならない。

魚種	漁具・漁法
全魚種	チョンガケ、ゾログケ

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい ふな にじます	1月1日から12月31日まで
やまめ いwana さくらます	3月1日から9月30日まで
うなぎ	5月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
もくずがに	8月1日から12月31日まで

2 前項の公表は組合の掲示板に掲載するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内にあっても次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
通称テマリ岩から上流森堰の区間	10月1日から11月30日まで
森堰から上流長瀬更野橋の区間	10月11日から11月30日まで
長瀬更野橋から上流全域(湯舟川含)	10月20日から11月30日
全区域の井堰魚道	6月1日から7月31日

(特定漁場)

第6条 漁場区域のうち次に掲げるア欄の区域でイ欄の期間中は特定漁場（以下「特定漁場」という。）とする。

漁場名	ア. 区域	イ. 期間
昆陽川（やまめ、いわな、にじます）特定漁場	香美町村岡区昆陽川中小屋橋から上流かしのき淵までの区域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については右欄に掲げる全長以下のものを採捕しては

ならない。

魚種	全長
うなぎ	全長 25 cm
にじます	全長 12 cm
もくずがに	甲羅横幅 5 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料とし、次項ただし書きにより納付するときは、同表に掲載する額に 1,000 円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	遊漁料		
		1日	1年	
全魚種	手釣 竿釣		3,500 円	15,000 円
		女性・身体障害者	上記の半額	上記の半額
		高校生	1,000 円	1,000 円
溪流魚（やまめ、いわな、さくらます）	手釣 竿釣		3,000 円	10,000 円
		身体障害者	上記の半額	上記の半額
もくずがに	かかご漁	(香美町民に限る)		1カゴ 3,000 円

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただしやむを得ない場合は当該遊漁をする場所において遊漁監視員に納付することができる。

- (1) 矢田川漁業協同組合事務所
- (2) 組合が別に定め公表する遊漁券販売所

3 前項の公表は、組合又は組合が委託する遊漁券販売所掲示する。

4 第6条に規定する特定漁場の遊漁料は、次のとおりとする。

特定漁場名	漁具・漁法	遊漁料
昆陽川（やまめ、いわな、にじます）特定漁場	竿釣（竿1本に限る）	一日 一般 3,500 円 女性 2,000 円 小学生以下 1,500 円

5 前項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてなければならない。

特定漁場名	納付場所
昆陽川（やまめ、いわな、にじます）特定漁場	香美町村岡区中小屋 1654 番地

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・魚種
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定する場所または漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次の事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) その他必要事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(付則)

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

組合が別に定め公表する遊漁券販売所

氏名又は名称	所在地	電話番号
矢田川漁業協同組合事務所	美方郡香美町村岡区入江	0796-80-1146
岡本釣具店	美方郡香美町香住区七日市	0796-36-0368
香美町村岡観光協会	美方郡香美町村岡区大糠	0796-94-0123
あゆの里矢田川	美方郡香美町村岡区長瀬	0796-95-1369
鮎小僧	美方郡香美町村岡区味取	0796-99-5200
山下釣具店	豊岡市	
日下部釣具店	朝来市	